

4 まちづくりの目標と基本方向

市の将来像である「生活充実都市・米子」を実現するため、市政の柱となるまちづくりの目標と基本方向を次のとおり掲げます。

まちづくりの目標

1 『あした』がいきいき

（^{あした}未来の活力とにぎわいを生み出す、魅力あふれるまちづくり）

地域経済の活性化を図るなど、日々の営みが活力を生み、人が集い、新たな魅力を創造しながら未来へとむかうまちをめざします。



まちづくりの基本方向

① 活力を生み出す商工業の振興

② 圏域観光の宿泊拠点としての魅力の向上

③ 地域を支える農業・漁業の振興

④ 中心市街地の活性化

⑤ 時代をひらく新たな産業の育成

⑥ 企業立地の促進

⑦ 雇用環境の整備

⑧ 新たなにぎわいの創出と地域情報の発信

⑨ 国際交流の推進

① 活力を生み出す商工業の振興

商店街などのにぎわいの創出や大型商業施設、中心市街地商店街に対する支援など商業集積による集客力と魅力の向上を図るとともに、工業基盤の整備、地元企業の工場の新増設、海外を含めた販路開拓、新技術・新製品の開発など工業の活性化を促進し、中小企業の経営基盤の安定と強化を図り、さらに、創業支援事業計画に基づき創業を支援することで、地域経済の持続的な発展にむけた商工業の振興に努めます。

② 圏域観光の宿泊拠点としての魅力の向上

観光産業のさらなる活性化を図るため、関係団体や関係機関、NPOなどとの連携により、本市および周辺地域に広がる豊かな観光資源などを活用したエコツーリズム^①、スポーツツーリズム^②などのニューツーリズム^③を推進し、積極的な情報発信を展開するとともに、広域連携による観光振興や地域の特色をいかしたコンベンションの誘致や諸外国からの誘客も視野に入れながら、観光客の増加に取り組むことで、滞在型観光の宿泊拠点都市、北東アジアからのゲートウェイをめざし、鳥取県西部圏域および中海・宍道湖・大山圏域の観光宿泊拠点としての魅力と利便性の向上に努めます。



① 観光や旅行を通じて自然保護や環境保全への理解を深めようという取組。

② プロスポーツの観戦者やスポーツイベントの参加者と開催地周辺の観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などをめざす取組。

③ 従来の旅行とは異なり旅行先での人や自然との触れ合いが重要視された体験型・交流型の旅行形態。

③ 地域を支える農業・漁業の振興

多様な担い手の育成・確保、荒廃農地^①の解消と利用集積などによる農地の有効活用、農業生産基盤の整備、地産地消の取組を推進することにより、農業の持続的な発展と地域の振興を図るとともに、漁港・漁場の管理や海面および内水面の水産資源の育成・確保に取り組むことにより漁業経営の安定化と効率化、生産力向上を図るなど地域を支える農業・漁業の振興に努めます。

④ 中心市街地の活性化

中心市街地の活性化を図るため、住民や民間事業者、関係団体など、多様な主体の参画と連携を図りながら、中心市街地のもつ特徴や平成20年に策定した中心市街地活性化基本計画の成果、活用すべき地域資源に注目し、中心市街地における都市機能の増進および社会・経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することにより、「人が集まり、歩いて楽しめ、元気に暮らせる中心市街地」の形成に努めます。

⑤ 時代をひらく新たな産業の育成

地域産業のさらなる活性化を図るため、先端技術産業の分野を中心とした産学金官連携のネットワークの充実や農商工連携・6次産業化の取組に対する支援などを行うとともに、新たな産業や成長産業の創出に取り組み、地域の特色をいかした産業の育成に努めます。

⑥ 企業立地の促進

雇用機会の創出と若年層の地域外転出を抑制するため、経済情勢や企業ニーズに合わせた積極的な企業誘致活動を推進するとともに、本市がこれまでに誘致した企業の設備増設などを支援することにより、地域における産業活動の活性化に努めます。

⑦ 雇用環境の整備

企業誘致、既存企業の施設増設や地域における各種の産業活動の活性化をはじめ、就職活動者に対して就職ナビによる就職情報の提供などの支援を行うことにより新たな雇用機会の創出を図るとともに、地域産業を担う勤労者の雇用の安定対策として福利向上を促進するなど総合的な雇用環境の整備に努めます。

⑧ 新たなにぎわいの創出と地域情報の発信

地域の持続的な発展と経済の活性化を図るため、都市圏などからの新たな人の流れをつくる移住定住の促進や未婚・晩婚化対策に取り組むとともに、「先端医療創造都市よなご」構想の推進や、地元特産品などを活用したふるさと納税の取組やイメージキャラクター「ヨネギーズ」による地域情報の発信などにより、若者の定住定着と地域のイメージアップと認知度の向上に努めます。

⑨ 国際交流の推進

友好都市・姉妹都市をはじめとする諸外国の都市と地域レベルでの交流事業を推進するとともに、外国語による情報発信や官民を問わずさまざまな分野の団体と連携して市民の異文化への理解を深めることにより、外国人にとっても暮らしやすい環境づくりを図るとともに、国際性豊かな人材の育成に努めます。



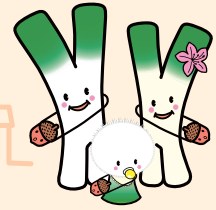
①現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。

まちづくりの目標

2 『ひと』がいきいき

〈ともに支え合い、子どもも大人も生涯健やかに暮らせるまちづくり〉

子育て支援や高齢者福祉などの充実を図るなど、
市民一人ひとりが、住みなれた地域で幸せに暮らし続けられるまちをめざします。



まちづくりの基本方向

① 安心して子どもを産み、育てられる環境づくり

④ 障がい者(児)福祉の充実と共生社会の実現

② 市民一人ひとりの健康づくり

⑤ 地域における福祉活動の推進

③ 明るい長寿社会の実現

⑥ 消費者の権利尊重と自立支援

① 安心して子どもを産み、育てられる環境づくり

少子化、子育ての多様化が進むなか、誰もが安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが心豊かに育つ環境づくりを推進するため、妊娠、出産、育児に関する支援・相談体制の整備と母子の各健康診査や教育・保育ニーズの多様化に対応した子育て支援サービスの充実、児童の健全な育成を図るとともに、ひとり親家庭の社会的自立と安定した生活にむけた支援に努めます。

② 市民一人ひとりの健康づくり

市民の生涯を通じた心と体の健康づくりを推進するため、保健、医療、福祉の緊密な連携のもと、多様化する保健ニーズに的確に対応した健康診査、健康教育、健康相談などの各種保健施策や疾病予防対策、健康づくりに関する意識啓発などの充実により生活習慣の改善と健康寿命の延伸を図ることができるよう、市民自らの健康管理の支援に努めます。

③ 明るい長寿社会の実現

高齢期をむかえても豊富な経験や知識、特技などを地域社会にいかすことができる環境づくりに取り組むとともに、お互いが助け合い支えあうまちづくりを推進し、住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、生きがいづくり対策や福祉の充実、介護保険制度の円滑な運営に努めます。

④ 障がい者(児)福祉の充実と共生社会の実現

障がいの有無により分け隔てられることなく、障がい者(児)が自らの選択の機会を保障され、ゆとりと生きがいをもった生活を送ることができるよう、障がい福祉施策の充実を図るとともに、障がいのある子どもの保護者からの早期介入・早期支援を必要とする相談に対応できる体制を強化するなど、地域社会における共生の実現に努めます。

⑤ 地域における福祉活動の推進

住みなれた地域で誰もが尊厳をもち、自分らしく安心安全に暮らしていけるよう、お互いが助け合い支えあうまちづくりを推進するため、地域での主体的な福祉活動を支援しながら、さまざまな関係機関などと連携し、地域福祉活動の推進に努めます。

⑥ 消費者の権利尊重と自立支援

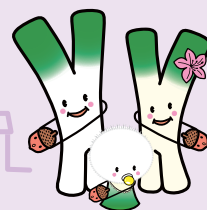
消費者教育・啓発活動の推進や消費生活相談業務などを通じて、日常生活における健全で豊かな消費生活を営むことができるよう、消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護および増進のため、自主的かつ合理的に行動することができるよう、消費者の自立支援に努めます。

まちづくりの目標

③ 『こころ』がいきいき

〈豊かな心と人を育み、人を大切にすまちづくり〉

教育文化の振興を図るなど、市民一人ひとりが、喜びと誇りをもって豊かな人生を送ることができるまちをめざします。



まちづくりの基本方向

① 豊かな心を育む学校教育の推進

④ 生涯学びあい、スポーツを楽しめる社会の実現

② 青少年の健全育成

⑤ 互いの人権を尊重しあう社会の実現

③ 市民文化の振興と歴史的遺産の保存・活用

⑥ 男女がともに輝く社会の実現

① 豊かな心を育む学校教育の推進

子どもたちが自らの人生を主体的に創造することができるよう、一人ひとりの個性や創造力を伸ばし、自ら学び、考え、行動することができる資質や能力を養うため、創意工夫による特色のある学校づくりに取り組むとともに、安全で機能的な学校施設の整備を図ることにより、豊かな心を育み確かな学力を身に付ける教育の推進と教育環境の充実に努めます。

② 青少年の健全育成

次代を担う青少年が豊かな社会性や自立性、規範意識を身につけ、責任をもって行動できる社会人へと成長していくために、青少年を支援する機関、団体との連携を図りながら啓発や有害な環境の浄化を推進し、学校、家庭、地域が一体となって青少年の健全育成と非行防止に努めます。

③ 市民文化の振興と歴史的遺産の保存・活用

市民が、日々の暮らしのなかで豊かな心を育み、ゆとりや安らぎを実感できるよう、芸術・文化に接する機会の提供、芸術・文化活動への支援などを通じ、市民文化の振興を図るとともに、本市の長い歴史のなかで生まれ、育まれ、守り伝えられてきた有形・無形の貴重な文化財の保護や整備、活用を図ることにより、歴史的遺産の継承に努めます。

④ 生涯学びあい、スポーツを楽しめる社会の実現

市民の誰もが健康で生きがいのある人生を送れるよう、日常生活に必要な知識や今日的課題、地域課題などさまざまなテーマでの学習機会の提供を図ることにより、市民の主体的・自発的な学習活動を支援するとともに、年齢や性別、障がいなどを問わず、広く市民が、関心や適性に応じてスポーツに参画できる環境の整備に努めます。

⑤ 互いの人権を尊重しあう社会の実現

すべての市民がお互いの人権を尊重し、それぞれの個性を發揮しながら、自分らしく自信をもって安心して暮らすことができる人権尊重社会の実現に努めます。

⑥ 男女がともに輝く社会の実現

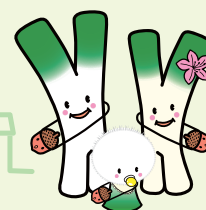
男女がそれぞれ性別にとらわれることなく、その個性と能力を發揮し、ともに喜び、ともに責任を分かち合うことができる男女共同参画社会の実現に努めます。

まちづくりの目標

4 『ふるさと』がいきいき

(人と自然が共生し、安心・安全でいつまでも快適に住み続けられるまちづくり)

安心・安全で快適で住みよい環境整備を図るなど、
住む人にやさしく、地球にもやさしい、ふるさとであり続けられるまちをめざします。



まちづくりの基本方向

① 機能的で持続可能な都市環境づくり

② 快適でうれしいのある住環境づくり

③ 環境共生・資源循環型の地域社会づくり

④ 豊かな自然環境の保全と共生

⑤ 災害に強い地域づくり

⑥ 安全に暮らせる地域環境づくり

⑦ 公共交通の充実・確保

① 機能的で持続可能な都市環境づくり

少子高齢化や人口減少の進展に対応した都市機能の強化や地域コミュニティの維持・再生、良好な営農環境の保全などを図るため、効率的で計画的な土地利用を推進し、機能的な市街地の形成や良好な都市景観を創出することにより、歴史的、文化的な地域資源をいかした良好な都市空間の形成を図り、機能的で魅力あふれる、持続可能な都市環境づくりに努めます。

② 快適でうれしいのある住環境づくり

すべての市民が安心して住み続けることができるよう、全国に誇る安全で良質な水の安定供給などとともに、緑地の保全、都市公園、河川・海岸の整備などによるまちと調和した緑と水辺の空間形成、市民生活の基盤となる道路網の整備、良好な市営住宅の提供などを総合的に推進することにより、快適でうれしいのある、個性豊かな住環境づくりに努めます。また、老朽化するインフラの戦略的な維持管理・更新に努めます。

③ 環境共生・資源循環型の地域社会づくり

多様化する環境問題に対応するため、環境共生型社会の実現にむけて、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら密接な連携のもとに取り組めるよう、環境保全対策、新エネルギーの普及促進などの施策を進めるとともに、ごみの発生抑制や再資源化によるごみの減量化を推進し、天然資源の消費が抑制され環境負荷が低減された循環型社会の構築に努めます。

④ 豊かな自然環境の保全と共生

大山山麓から日本海、中海へと広がる本市の豊かな自然を次世代へ継承するため、公共用水域^①の水質浄化、中海や森林資源、地下水の保全など自然環境保全に対する市民の意識の醸成などに取り組むとともに、地域資源として、これらの豊かな自然環境の保全と共生に努めます。

⑤ 災害に強い地域づくり

市民の生命と財産を守り、被災者などの安全を確保するため、消防・防災体制の充実、大規模災害などに備えた防災対策や原子力災害を想定した避難計画の実効性の確保など、災害や事故発生時に迅速かつ確に対応できる危機管理体制の強化を図るとともに、市民への防災意識の普及啓発や自主防災組織などの育成・強化による地域防災力の向上など、地域の実情に即した対策を推進し、安心して安全に暮らせる地域づくりに努めます。

⑥ 安全に暮らせる地域環境づくり

日常生活における日々の安心と安全を確保するため、犯罪や交通事故のない地域づくりにむけた市民一人ひとりの意識の高揚を図るとともに、地域住民や関係機関などとの連携により、それぞれの地域に根ざした防犯対策や交通安全対策、空家等^②対策の推進に努めます。

⑦ 公共交通の充実・確保

人・物の移動、交流を円滑に促進するため、広域的な交流基盤である鉄道、航空路の利便性の向上を図るとともに、路線バスなどの市民生活の基盤となる地域公共交通全体の効率的なネットワークの再編などに取り組むことにより、市民の誰もが目的に応じて利用することができる交通体系の整備に努めます。



①水質汚濁防止法によって定められる公共利用のための水域や水路のことで、河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路。ただし、下水道は除く。米子市域の公共用水域は、日野川、加茂川などの河川、そしてこれらの河川が流下する日本海や中海などから構成されている。

②建築物またはこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるものおよびその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む）。